

唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る  
**「福祉を考える会」実施概要（案）**

## 1 目的

「福祉を考える会」は、グループワークを取り入れながら、現状・課題や取り組み内容の整理・検討を中心に作業を進め、市民参加による計画策定を実践します。

## 2 参加対象者

- ① 市内で福祉活動を行っている者
- ② 福祉事業関係者
- ③ 福祉団体関係者
- ④ 保健医療関係者
- ⑤ サービス事業者
- ⑥ 市及び関係行政機関の職員

- 「福祉を考える会」全体で、32名程度（1分科会につき8名程度）を予定しており、市と唐津市社会福祉協議会で委嘱します。
- 策定推進委員会の委員は、オブザーバーとして福祉を考える会へ参加することができます。

## 3 分科会の構成

- 開催にあたっては、高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野、地域福祉・生活困窮者支援分野の4つの分野に分かれ、分科会を設置します。
- 4分科会のテーマは、社会福祉法第107条第1項各号に掲げる地域福祉の推進に関する事項（地域福祉計画に盛り込むべき事項）とします。
- 必要に応じ、各分科会でメンバーを入れ替えるなど、分野を超えて議論していただく場合があります。

	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会
	高齢者福祉 ・介護分野	児童福祉・ 子育て分野	障がい福祉分野	地域福祉・生活 困窮者支援分野
テーマ	社会福祉法第107条第1項各号に掲げる地域福祉の推進に関する事項 (地域福祉計画に盛り込むべき事項) ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項 ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項			
作業内容	①それぞれの事項ごとの現状や課題について共通認識を深める。 ②それぞれの事項について、具体的な施策や取り組みを検討・協議する。 ③検討・協議した具体的な施策や取り組みについて、市、社会福祉協議会、地域住 民等のそれぞれの役割や責務を整理する。 ④整理結果について、地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案に落とし込む。			

- 分科会ごとに、リーダー及び副リーダーを選出します。  
 →リーダーの役割：グループワークの司会・進行、意見とりまとめ、作業  
 成果の発表  
 →副リーダーの役割：リーダーの補助、リーダー欠席時の代理

#### 4 作業のポイント

- 「市民意識調査」、「分野別課題調査」などの基礎調査から抽出された地域の生活課題を整理・検討します。基礎調査の成果（報告書等）は、課題の整理・検討の他、その後の作業においても適宜活用します。
- 取り組み内容（役割分担含む）について検討します。  
 →役割分担：
  - ①自分や家族のほか、ご近所で取り組むこと（自助・互助）
  - ②社会福祉協議会を中心に、地域住民や地域で活動している団体、事業所が連携して取り組むこと（共助）
  - ③行政（市）でなければ取り組めないこと（公助）
- 各分科会では4つの福祉分野における課題・取り組み内容を起点としつつ、複合的な課題や各分野共通して取り組むべきことなど、包括的な視点に立ち返っての検討も行います。
- 現状課題や取り組み内容の整理・とりまとめを中心に作業を進め、計画骨子案を作成します。  
 →全体調整会議において、検討及び調整  
 →策定委員会へ計画素案として提示

#### 5 開催回数

計5回の開催を予定しています。（作業の進捗により変更する場合あり）